

市民税・県民税 所得割額の確認方法

下記のいずれの書類も、市民税・県民税 所得割額が確認できます。
書類ごとの確認方法を例示しましたので、参考としてください。

- 1 所得課税証明書
 - 2 特別徴収税額の決定変更通知書
 - 3 市民税・県民税 納税通知書
- } いずれも令和2年度の書類でご確認ください

【1 所得課税証明書の場合】

令和2年度 所得・課税証明書

氏名	中津 一郎
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
住所	中津川市〇〇町〇〇

所得金額合計

平成31年分 所得金額合計の内訳

所得割額の計算方法は以下のとおりです。

- 1 市民税所得割額 = ① - ② - ③ - ④ - ⑤ (100円未満を切り捨てる)
- 2 県民税所得割額 = ① - ② - ③ - ④ - ⑤ (100円未満を切り捨てる)

「1 市民税所得割額」と「2 県民税所得割額」の合計額が0円の場合
↓
奨学給付金を受給できる要件に該当しますので、申請をしてください

【計算例】 下記の市民税の欄によると、
100,050円 - 2,000円 - 50,000円 - 30,000円 - 10,000円 = 8,050円
→ 100円未満切り捨てにより、所得割額は8,000円

年税額		令和2年度分 年税額の内訳			
〇〇〇円		市 民 税		県 民 税	
課税標準額	〇〇〇円	税額控除前所得割額	① 100,050円	税額控除前所得割額	① 65,050円
総所得	〇〇〇円	税額控除等	② 2,000円	税額控除等	② 1,800円
		住宅借入等特別税額控除	③ 50,000円	住宅借入等特別税額控除	③ 30,000円
		寄附金税額控除申告特例控除	④ 30,000円	寄附金税額控除申告特例控除	④ 20,000円
		配当割額・株式等譲渡所得割額	⑤ 10,000円	配当割額・株式等譲渡所得割額控	⑤ 6,000円
		均等割額	3,000円	均等割額	2,000円

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和2年〇月〇日

岐阜県中津川市長 〇〇 〇〇 印

【2 特別徴収税額の決定変更通知書の場合】

令和2年度 給与所得等に係る市民税県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
12345	中津 一郎	123456
住所		個人番号
中津川市〇〇町〇〇		123

税額	市	県	額
税額控除前所得割額 ④	150,000円	90,000円	
税額控除額 ⑤	1,500円	1,000円	
所得割額 ⑥	145,000円	89,000円	
均等割額 ⑦	2,500円	2,500円	
特別徴収税額 ⑧			

あなたの特別徴収税額を〇〇〇〇……
……〇〇〇〇できません。

中津川市長 〇〇〇〇 印

上段は市民税の所得割額、下段は県民税の所得割額です。

「上段の市民税所得割額」と「下段の県民税所得割額」の合計額が0円の場合



奨学給付金を受給できる要件に該当しますので、申請をしてください

【3 市民税・県民税 納税通知書の場合】

世帯番号	通知書番号
〇-〇〇〇-〇〇〇	00001234

令和2年度 市民税・県民税 納税通知書(〇〇〇〇用)

令和2年度市民税・県民税を下記のとおり決定しましたので通知します。

〒509-〇〇〇〇
中津川市〇〇町〇〇

令和2年5月〇〇日

中津 一郎 様

岐阜県 中津川市長 〇〇〇〇 印

省略部分

令和2年度 市民税・県民税課税明細
(所得金額)

世帯番号	通知書番号
〇-〇〇〇-〇〇〇	00001234

(所得控除金額)

(課税標準額)

総所得	営業等	雑孫・医療費	総所得金額	〇〇〇〇〇〇
所	農業	社会保険料	分離譲渡 短期	
得	不動産	小規模企業共済	所得金額 長期	
	〇〇〇	生命保険料	株式等の譲渡 未公開	
	給与	地震保険料	所得金額 上場	
	〇〇〇〇〇〇	障・寡・勤		
		配偶者・配偶者特別	〇〇〇〇	
			〇〇〇〇	
			〇〇〇	

所得割額の計算方法は以下のとおりです。

1 市民税所得割額 = ① - ② - ③ - ④ - ⑤
(100円未満を切り捨てる)

2 県民税所得割額 = A - B - C - D - E
(100円未満を切り捨てる)

「1 市民税所得割額」と「2 県民税所得割額」の合計額が0円の場合



奨学給付金を受給できる要件に該当しますので申請をしてください

【計算例】

右記の市民税の欄によると、

100,050円 - 2,000円 - 50,000円 - 30,000円 - 10,000円 = 8,050円

→ 100円未満切り捨てで、所得割額は8,000円

(税額の内訳)	市民税	県民税
① 税額控除前所得割額	① 100,050	A 65,050
② 調整・配当控除額等	② 2,000	B 1,800
③ 住宅借入金等特別税額控除額	③ 50,000	C 30,000
④ 寄附金税額控除額	④ 30,000	D 20,000
⑤ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	⑤ 10,000	E 6,000
⑥ 均等割額	3,000	2,000
計(①-②-③-④-⑤+⑥)	64,570	9,250
年税額(ア+イ)		〇〇〇.〇〇〇
所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額		0